

令和8年度

公共下水道管渠浚渫等業務委託

(令和8年5月1日～令和9年3月31日)

特記仕様書

守口市環境下水道部 下水道課

1. 業務目的

下水道管路施設内に堆積した汚泥等は、流下能力を減少させることとなり、本市のように合流式下水道においては浸水被害の要因ともなる。また、悪臭や有毒ガスを発生させるなど、市民生活に与える影響は大きく、これらを未然に防ぐため、汚泥等の浚渫・清掃を定期的に効率よく実施することを目的とする。

2. 適用範囲

本業務は、本仕様書及び「公共下水道管渠浚渫等業務委託標準仕様書」に基づき実施しなければならない。特記仕様書に定めのない事項については、本市監督職員（以下「監督職員」という）と協議のうえ決定するものとする。

3. 業務の種類

本業務は実施目的により以下の5業務とする。

- ① 下水道管渠浚渫
- ② 下水道管渠清掃
- ③ 市民受付清掃
- ④ ポンプ場下水汚泥収集運搬
- ⑤ 下水道汚泥処分

4. 期間

令和8年5月1日～令和9年3月31日

5. 各業務の特記事項

① 下水道管渠浚渫業務

(1) 業務内容

既設管渠等に堆積している汚泥を浚渫し、受注者が所有する中間処分場へ運搬する業務。

(2) 業務場所

守口市内一円

(3) 発注予定数量

管渠浚渫量 計 890m³

ただし、委託業務予定数量について、本市は委託義務を負わないこととする。

(4) 業務の実施に関する留意事項

本業務実施については、まず実施対象区域について監督職員と協議し決定する。

次に、請負者は対象区域内の既設管渠等の汚泥量堆積調査を実施し、堆積土砂深さ等を報告書として提出すること。

調査資料に基づき実施管渠の箇所図・浚渫汚泥量等を記した指示書をもって委託発注するものとする。

支払いについては、実施数量に基づき精算する。

産業廃棄物管理票の発行は本市が行う。

(5) 業務の実施に関する注意事項

次の該当場所の業務については別紙「下水道管渠浚渫業務における注意事項」に基づき実施するものとする。

該当場所 守口市大日東町1番先（南東部）

（業務実施に伴う水替工・養生等も本業務に含むものとする）

②下水道管渠清掃業務

(1) 業務内容

市内各所にある悪臭が発生しやすい箇所、排水の流下能力が未然に防ぐため清掃を実施する業務。

(2) 業務場所

別添「清掃箇所数量集計表」参照

(3) 発注予定数量

管渠内清掃 管渠内径 φ150mm～φ800mm未満 3,967m

ただし、委託業務予定数量について、本市は委託義務を負わないこととする。

(4) 業務の実施に関する留意事項

本業務実施については、これまでの実績に基づき業務箇所を示した清掃箇所数量集計表を基に発注を行うが、実施監督職員と協議し決定する。

また、実施箇所は参考資料の箇所以外にも必要性に応じて決定する。

発注については実施管渠の箇所図・管径別実施延長等を記した指示書をもって委託発注するものとする。

汚泥堆積状況により浚渫が必要と判断される場合は、すみやかに監督職員に報告し指示を受けること。（必要に応じ下水道管渠浚渫業務に移行）

③ 市民受付清掃業務

(1) 業務内容

本業務は市民等から公共柵、連絡管、取付管等の詰まりの苦情等連絡があった場合清掃をすることにより詰まり等を解消する業務

(2) 業務場所

守口市内一円

(3) 発注予定数量

市民受付清掃「平日」 127件

市民受付清掃「平日・時間外」 9件

市民受付清掃「休日」 11件

市民受付清掃「休日・時間外」 4件

ただし、委託業務予定数量について、本市は委託義務を負わないこととする。

(4) 業務条件による適用単価の取り扱いについて

「平日」

平日の午前9時から午後5時30分までに業務を終了した場合。

「平日（時間外）」

平日の午前5時から午前9時及び午後5時30分から午後10時までに業務を終了した場合

「休日」

休日の午前9時から午後5時30分までに業務を終了した場合。

「休日（時間外）」

休日の午前5時から午前9時及び午後5時30分から午後10時までに業務を終了した場合

(5)業務の実施に関する留意事項

本市より依頼を受けた場合は早急に対応すること。

休日・時間外などの依頼であっても、遅くとも2時間以内には現場に到着し、作業に着手すること。

地先住民等からの要望、もしくは交渉があった場合は、遅滞なく市の監督職員に申し出て指示を受けること。

④ポンプ場下水汚泥収集運搬

(1)業務内容

本業務は、ポンプ場で排出した汚泥を「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物として収集し、受注者が所有する中間処分場等へ運搬するものである。

(2)業務場所

守口市大枝ポンプ場内（守口市松下町1番97号）	32 m ³
守口市八雲ポンプ場内（守口市八雲東町1丁目4番8号先）	28 m ³
守口市梶ポンプ場内（守口市梶町1丁目47番3号）	25 m ³

(3)発注予定数量

85.0 m³

各1回あたり 2m³～5m³

ただし、委託業務予定数量について、本市は委託義務を負わないこととする。

(4)汚泥引渡し方法について

- ・大枝ポンプ場及び梶ポンプ場

ホッパから直接受注者の運搬車に積込む。

（ホッパの開閉操作は各ポンプ場係員が行う。）

- ・八雲ポンプ場

ホッパに集積した汚泥をクラムシェルで運搬車に積込む。

（クラムシェルによる積込操作は受注者が行う）

(5)数量の計量について

大枝ポンプ場はホッパに取り付けている重量計（容積換算目盛）により計測

八雲ポンプ場及び梶ポンプ場はホッパに取り付けている容積目盛により計測

(6)業務の実施に関する留意事項

産業廃棄物管理票の発行は本市が行う。

汚泥運搬車両については、運搬経路に汚泥の飛散、漏れ等を防止する機能を有する車両とする。

⑤下水汚泥処分

(1)業務内容

本業務は、①下水道浚渫業務 ④ポンプ場下水汚泥収集運搬業務により発生した汚泥の処分業務である。

(2)発注予定数量

①下水道浚渫業務に伴う汚泥処分 667 m³

④ポンプ場下水汚泥収集運搬業務に伴う汚泥処分 85 m³

ただし、委託業務予定数量について、本市は委託義務を負わないこととする。

6. 各業務の積算について

本業務の積算については、各業務別に積算し、各業務の単価を算出するものである。
積算における数量については、令和8年5月～令和9年3月末にて積算している。

(金抜き設計書記載数量)

また、経費計算（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）については①～④の業務予定数量全体で算出し、その経費率を各業務の経費率として反映している。

7. 疑義の決定

本仕様書に関し疑義が生じたとき、または、この仕様書に定めのない事項については本仕様書の主旨に従い双方が協議の上定めるものとする。

「下水道管渠浚渫業務における注意事項」

本業務実施においては下記の注意事項を遵守すること。

記

1. 該当場所 守口市大日東町1番先（南東部）（別添位置図参照）
2. 浚渫業務該当管渠
 - ・大日東町幹線 既設管径φ1500mm（別添図面資料①記載のNo1部分）
 - ・既設管径φ1100mm（別添図面資料①記載のNo2部分）
3. 既設管の現状

当該浚渫業務実施箇所 No1・No2 の管渠は、中央環状線横断部の管渠（大日東町幹線φ1350mm・別添図面資料①記載のNo3）から、中央幹線（二）に接続されている。

ただし、No3 管渠がサイフォン形状となっているため、当該浚渫業務を実施するには既設管の水位を下げる必要がある。
4. 作業方法

作業時、守口市分水(1)及び守口市分水(2)においては、中央(二)増補幹線へ越流しないよう養生を行うこと。

なお、実施方法については、本市監督職員と協議すること。
5. 業務期間について

当該浚渫業務については、委託期間における出水期(令和8年8月1日～令和8年10月31日)には実施しないこと。